



中国 危険化学品安全法（意見公募稿）の ポイント



(株)アジアンエクスプレス
化学品情報管理部
2020年10月

★ 『危険化学品安全法』の意見公募稿を公布（2020年10月2日付）

中国应急管理度は、2020年10月2日付で「『中華人民共和国危険化学品安全法（意見公募稿）』への意見を公募することに関する通知」を公表し、危険化学品安全法への意見公募を開始しました。『危険化学品安全法』は、現行の『危険化学品安全管理条例』（591号令）の内容に追記、修正を加え、条例から法律に改正するもので、2020年11月1日まで意見公募稿への意見を受付けます。

なお、以下のリンクより公告の内容（原文）がご覧になれます。

https://www.mem.gov.cn/gk/tzgg/tz/202010/t20201002_368140.shtml

关于向社会公开征求

《中华人民共和国危险化学品安全法（征求意见稿）》意见的通知

为了加强危险化学品的安全管理，预防和减少危险化学品事故，我部组织起草了《中华人民共和国危险化学品安全法（征求意见稿）》，现向社会公开征求意见。公众可以通过以下途径和方式提出反馈意见：

登录中华人民共和国司法部 中国政府法制信息网（www.moj.gov.cn、www.chinalaw.gov.cn），进入首页主菜单的“立法意见征集”栏目提出意见。

意见反馈截止时间为2020年11月1日。

感谢您的参与与支持！

附件：1. 中华人民共和国危险化学品安全法（征求意见稿）

2. 关于《中华人民共和国危险化学品安全法（征求意见稿）》的说明

应急管理部政策法规司

2020年10月2日

★『危険化学品安全法』の意見公募稿の要点

- 1) 危険化学品安全監督の関連各部門の職責と作業の分担を明確化した：
 - ・危険化学品の生産、貯蔵、使用、経営、輸送、廃棄など各段階において、応急管理、公安、市場監督管理、生態環境、交通輸送、衛生健康、自然資源、工業および情報化、税関など各主管部門の職責を明確に規定。
- 2) 化工園區、物流園區、の計画・配置・安全管理を強化した：
- 3) 危険化学品の生産、貯蔵、販売、輸送、研究開発の安全管理を厳格化した：
 - ・危険化学品の生産、貯蔵を行う企業に対し、安全リスクの研究分析/判断および宣誓公開制度の確立を要求し、淘汰されるべき、安全生産に危険を及ぼす工程、技術およびその設備/施設の使用を禁止した。
 - ・危険化学品の研究開発を行う組織に対し、危険化学品の新工程、新技術の開発過程における安全管理規定を追加した。
 - ・劇毒/易制爆危険化学品のインターネット販売を禁止した。
 - ・危険化学品を道路輸送する場合、輸送業者、充填業者の車両とタンクが技術検査の有効期限内かチェックし、警告標識をかけているか、或いはスプレー塗装しているか確認するよう要求した。
 - ・ドライバーの連続運転時間について、昼間は3時間を超えてはならず、夜間は2時間を超えてはならないと規定した。
- 4) 危険化学品の使用における安全管理を強化した：
 - ・危険化学品を使用する企業は、作業従事者に化学品安全技術説明書（SDS）を提供しなければならないと規定した。
 - ・如何なる組織および個人も危険化学品をむやみに廃棄してはならず、個人が危険化学品を携帯して公共交通機関を利用する場合、関連する交通輸送管理規定を遵守しなければならない旨規定した。
 - ・危険化学品の盗難、強奪、その他の事由による紛失が発生した場合、その案件に関わる組織と個人は、適時、公安当局にその旨を報告しなければならないと規定した。

★『危険化学品安全法』の意見公募稿の要点

- 5) 危険化学品の廃棄処分に関する安全監督の職責を明確化した：
 - ・意見公募稿では、危険化学品の「廃棄処分の安全」について、単独の章を設け、生態環境部が危険化学品廃棄の監督管理を担当することを規定した。（2020年の『固体廃棄物汚染環境防治法』と関連意見の規定に準拠）
 - ・危険化学品を廃棄する組織に対して、危険化学品廃棄に関する計画管理と台帳管理の実施を要求し、国家危険廃棄物情報管理システムを通じて、実際の状況を報告申請するよう規定した。
- 6) 危険化学品安全行政許可事項およびその範囲について調整を行った：
 - ・危険化学品安全生産許可証、経営許可証、安全使用許可証を一つの証書にまとめ、「危険化学品企業安全生産許可証」に統一し、許可証には、企業の類型（生産、経営、使用）を明記するよう規定した。
 - ・危険化学品建設項目の安全条件審査と安全施設設計審査を「建設項目安全審査」に統一し、安全審査の流れを簡素化すると同時に認可の効率向上を目指すとして規定した。
 - ・危険度が低い、工程がシンプル、化学反応に関与しない危険化学品の生産企業に対して、届出（備案）による管理を実施すると規定した。
- 7) 危険化学品の安全監督に関する情報化ツールを更に改善すると規定した：
 - ・危険化学品情報管理システムを構築し、危険化学品に対する電子識別およびライフサイクル全般に渡る情報化管理を行う様規定した。
- 8) 違法行為に対する処罰を強化するよう規定した：
 - ・違法活動の従事を使用した工具、設備、原料の没収制度を追加した。また、違法に得た金額の5倍以上10倍以下の罰金処分など、20種類以上の行政処罰制度を追加した。
 - ・重大な違法行為に対して、組織と個人両方への（拘留を含む）処罰を明確に規定した。また、連合懲戒の具体的方式も規定した。

ご質問、お問い合わせは
いつでもお気軽に！



LinkedIn



LINE公式アカウント



株式会社アジアンエクスプレス

化学品情報管理部

☎ 03-3371-3002

Web: <https://asian-express.co.jp/>